

家畜商対策成る

市場取引 登録家畜商に限る

家畜取引公正化のため3月の国会に家畜取引法案を上程した農林省は、これと併行して家畜商法を改正し、次の様な措置を講じた。

一. 家畜商法の一部改正

家畜商法第4条第2項を改め、禁錮以上の刑に処せられ、または家畜取引法に違反して罰金に処せられたもので2年を経ないものに対しては免許を与えない。

二. 家畜商免許制度の改善

家畜商法の施行規則を一部改め、家畜商免許の申請の場合に提出する誓約書に禁こ以上の刑または家畜取引法違反の事実がない旨を記載させ、免許申請には履歴書を加え、賞罰事項を明らかにする。都道府県知事が免許を行うときは、都道府県等の畜産会及び家畜商協同組合の意見を聞くことにする。

三. 免許後の監督方法の改善

都道府県知事は毎年1回家畜商の法規違反の有無につき審査、違反者の処置については都道府県畜産会及び家畜商協同組合の意見を聞くものとする。

四. 家畜商の推せん制

家畜商が永年にわたり規法違反、不公正取引の事実

がないと認められたときは、都道府県畜産会及び家畜商協同組合は、その家畜商を推せん家畜商とすることができる。この家畜商には、バッヂを与えるとともに免許証にその旨明示させる。また中央畜産会及び全国家畜商協組は全国的規模において家畜取引を行う家畜商を推せんできるものとする。

五. 家畜市場における家畜商の登録制

家畜市場の開設者はその家畜市場での家畜取引につき永年の取引実績をもち資産信用力あるものを、登録家畜商とし、登録家畜商に限り家畜市場での取引業務ができるものとする。ただし次の様なものは登録を行わない。

- ①談合その他不正な手段により家畜取引を行ったもの
- ②家畜取引にともない債務を履行しなかったもの
- ③業務規程または開設者の命令に違反したもの。また登録家畜商の指定について市場開設者は都道府県畜産会の意見を聞くこと。